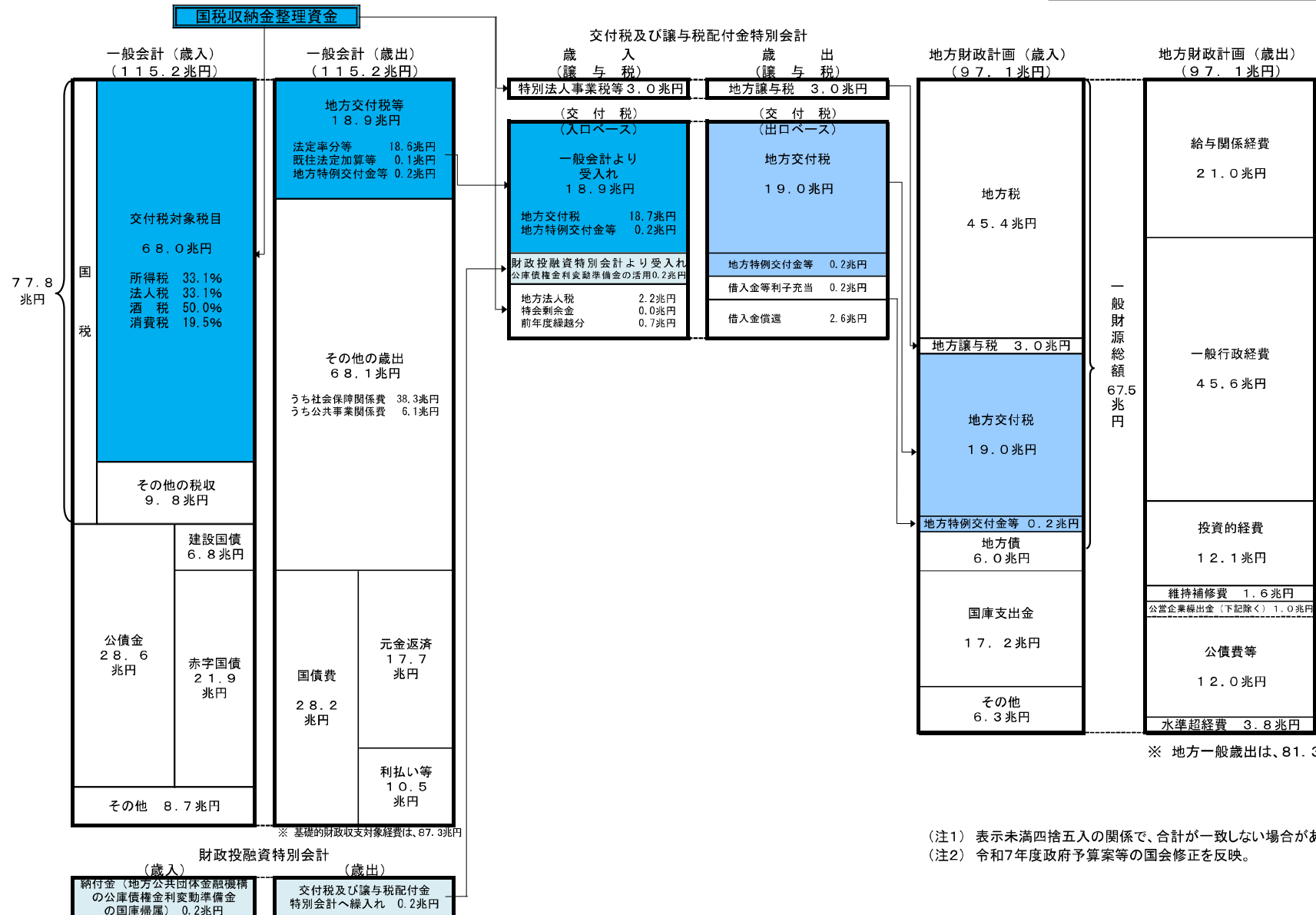


国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（令和 7 年度当初）



（注1）表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。
 （注2）令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格： 本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額： 所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類： 普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

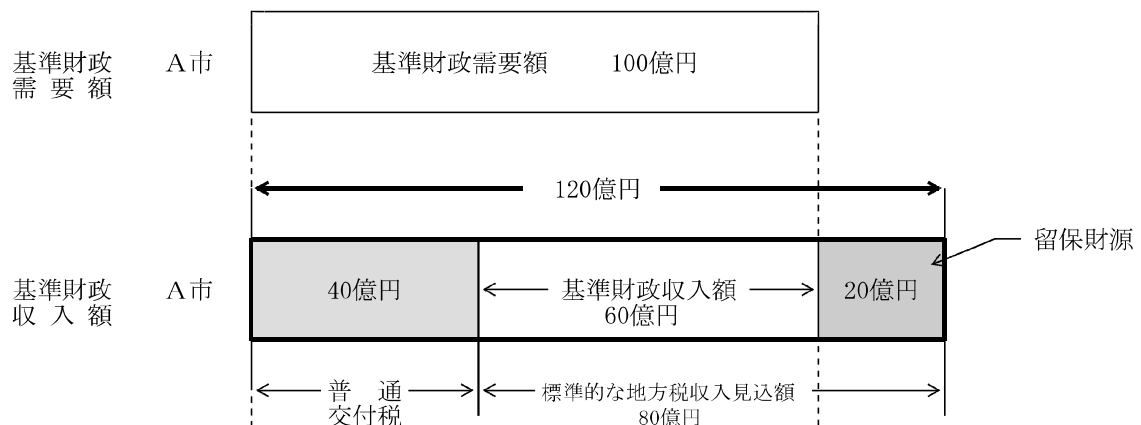
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 ＝ （ 基準財政需要額 － 基準財政収入額 ） ＝ 財源不足額

基準財政需要額 ＝ 単位費用（法定） × 測定単位（国調人口等） × 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 ＝ 標準的な地方税収入見込額 × 原則として75%

普通交付税の仕組み



基準財政需要額

1 基準財政需要額

「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第3号）。

その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

〔基準財政需要額〕＝〔各行政項目ごとの基準財政需要額（単位費用×（測定単位の数値×補正係数））の合算額〕

（1）基準財政需要額の意義

① 標準的な額としての基準財政需要額

基準財政需要額は、各地方団体の支出の実績（決算額）でもなければ、実際に支出しようとする額（予算額）でもない。

地方交付税は、各地方団体の財源不足額を衡平に補填することを目途として交付されるものであるから、仮に具体的な実績をその財政需要の算定に用いることとすれば、個別の事情や独自の判断に基づいて行われるものを取り入れることになり、不公平な結果をもたらすことになる。

したがって、基準財政需要額は、地方団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定される。

② 基準財政需要額の水準の根拠

基準財政需要額の標準的水準の具体的根拠となるものは、地方財政計画に示された歳出の内容と水準である。

地方財政計画は、国民経済・国家財政との関連を保ちつつ、地方財政に関する基本的な方針とその標準的な姿を掲げるものであり、基準財政需要額は、この地方財政計画に組み込まれた給与費、社会福祉関係費、公共事業費、単独事業費などの内容を基礎として、算定されるものである。

③ 一般財源としての基準財政需要額

基準財政需要額は、地方団体における必要な一般財源としての財政需要額を示すものである。

したがって、基準財政需要額の算定に当たっては、目的税、国庫支出金、使用料・手数料、負担金・分担金等の特定財源をもって賄われるべき財政需要は、特定財源として除外することとされている。

（2）基準財政需要額の算定のしくみ

基準財政需要額は、各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するものであり、各算定項目ごとに次の算式により算出されるものである。

単 位 費 用	×	測 定 単 位	×	補 正 係 数
（測定単位1当たり費用） ※「2 単位費用」参照		（警察職員数、65歳以上人口など） ※「(3) 算定項目と測定単位」参照		（段階補正、寒冷補正など） ※「3 補正係数」参照

「基準財政需要額」の本来的性質について

- ◆ 「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額である(地方交付税法第2条第3号)。
- ◆ 基準財政需要額は、それがあれば国が法令で定めた事業の性質の「全額」が賄えるという意味での標準的な額ではない。基準財政需要を「標準的な額」という場合の「標準」とは、算定にあたって必要以上に個別団体の事情や政策判断を反映させずに客観的な額として捕捉するという意味(算定において考慮する要素が標準的なものという趣旨)である。
- ◆ その趣旨に立てば、基準財政需要額で捕捉されない部分については、普通交付税の算定における「留保財源(25%部分)」で対応することを前提にしているということである。

※総務省地方財政審議会会長 小西砂千夫氏の講義資料より要旨抜粋

交付税の財源保障の方程式について

国の地方財政措置

(普通交付税交付団体ベースの一般財源)

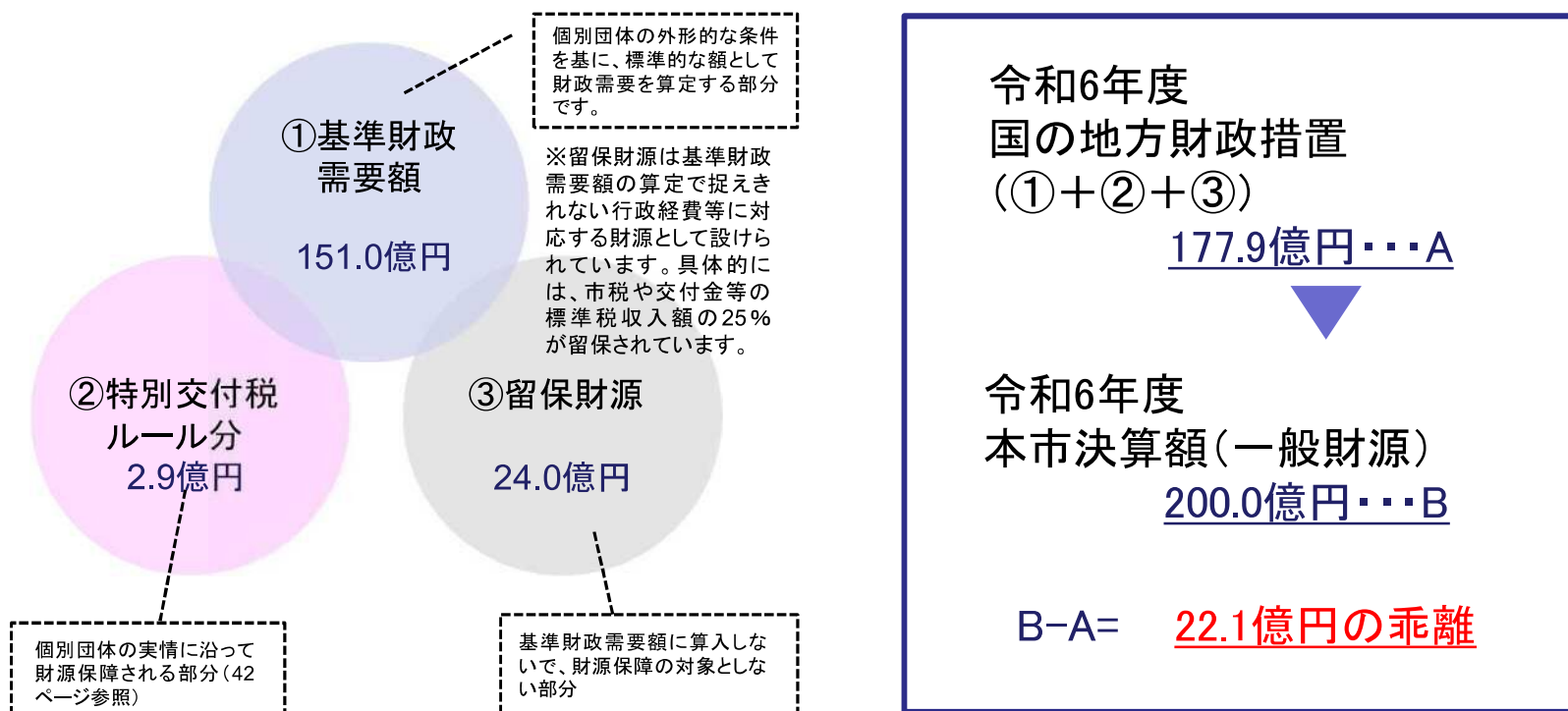
＝地方税(除く不交付団体水準超経費)等
＋地方交付税等

＝基準財政収入額＋留保財源＋特別交付税
＋普通交付税(基準財政需要額－基準財政収入額)

＝特別交付税 ＋ 基準財政需要額 ＋ 留保財源

財源不足要因分析

(1) 国の地方財政措置と本市決算額(一般財源)との乖離分析①



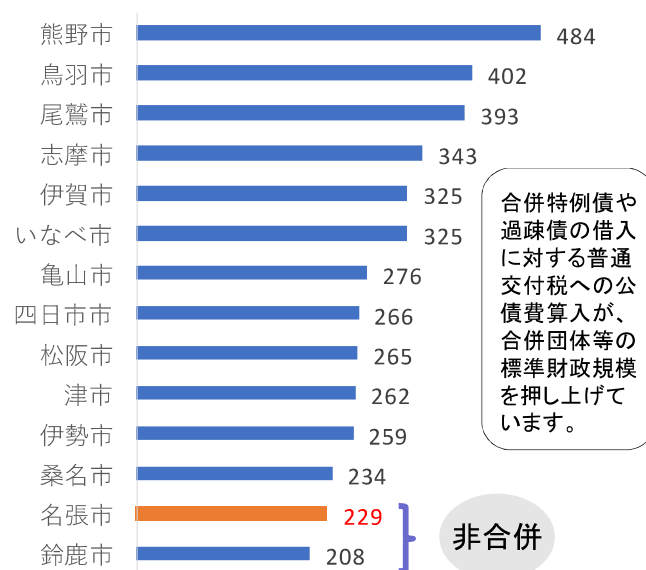
- ・ 普通交付税交付団体ベースの一般財源(国の地方財政措置)は、上記図のとおり、①基準財政需要額、②特別交付税、③留保財源の合計です。
- ・ 本市の一般会計決算額(一般財源)と国の地方財政措置(一般財源)とでは、令和6年度で22.1億円(令和5年度:23.7億円)の乖離が生じています。

財源不足要因分析

(1) 国の地方財政措置と本市決算額(一般財源)との乖離分析②

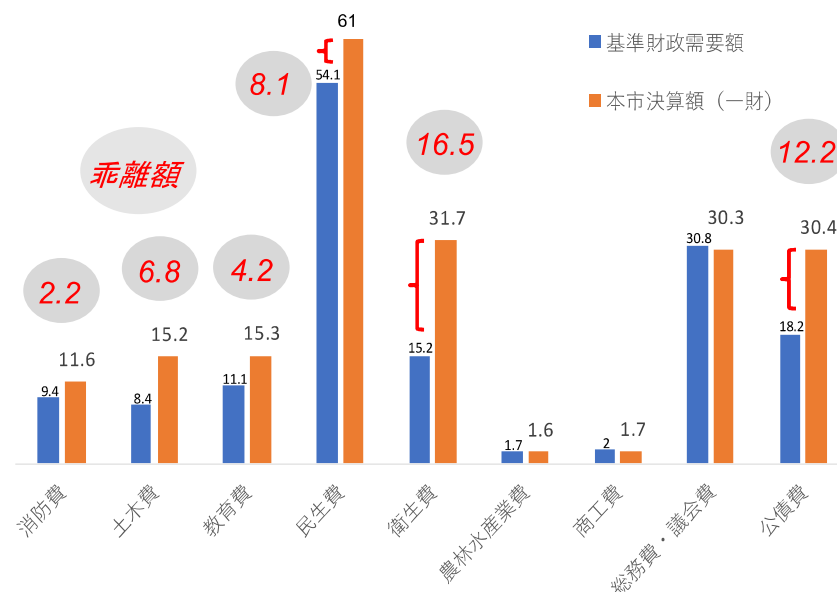
住民1人当たり標準財政規模(令和5年度決算)

(単位:千円)



基準財政需要額と本市決算額(一般財源)との乖離(令和6年度決算)

43ページ参照(単位:億円)



- ・ 県内他市と比較して、本市は住民1人当たりの標準財政規模(標準財政収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額 ※入湯税や都市計画税は含みません。)が著しく低くなっています。
- ・ 特に民生費や衛生費、公債費において、普通交付税で算定されている基準財政需要額と本市決算額(一般財源)が大きく乖離しています。

令和6年度 普通交付税基準財政需要額と本市決算額(一般財源)との比較

(単位:千円)

	令和6年度需要額 A(公債費算入振替後)	令和6年度決算額(一財) B	令和6年度乖離額 B-A	＜本市予算上の款＞ ※主な乖離要因(一般財源)
消防費	936,519	1,159,390	222,871	＜消防費＞ 消防職員人件費決算額966,070-需要額741,040=225,030
道路橋りょう費	441,049	1,515,995	678,542	＜土木費＞ ・下水道事業繰出金決算額(し尿処理経費を除く)716,180-需要額387,212=328,968 ※別途、高度処理に係る経費として特別交付税40,434が措置されています。 ・下水道事業繰出金決算額189,194 ※し尿処理経費に係る需要額は清掃費で計上されています。 ※土木災害復旧費9,800を含みます。
都市計画費	75,760			
公園費	81,140			
下水道費	110,099			
その他土木費	129,405			
小学校費	529,406	1,527,647	420,398	＜教育費＞ 小中学校費決算額1,001,051-需要額752,398=248,653(教育扶助費市単分、教育センター管理費等)
中学校費	222,992			
その他教育費	354,851			
生活保護費	352,239	6,222,325	807,334	＜民生費＞ ・社会福祉費決算額1,208,773-需要額643,815=564,958(障害者医療助成事業、地域生活支援事業市単分、総合福祉センター費等) ・こども子育て費決算額2,210,597-需要額1,661,073=549,524(民間保育所措置費市単分、児童医療助成事業等) ※国民健康保険繰出金に係る需要額は保健衛生費で計上されています。
社会福祉費	643,815			
こども子育て費	1,661,073			
高齢者保健福祉費	2,757,864			
保健衛生費	1,128,179	3,168,517	1,646,181	＜衛生費＞ ・病院繰出金決算額975,000-需要額449,740=525,260 ※別途、小児医療等に係る経費として特別交付税79,929が措置されています。 ・環境衛生組合分担金決算額(経常分及び投資分)1,422,455-需要額444,611=977,844
清掃費	394,157			
農業行政費	123,556	165,846	△ 7,585	＜農林水産業費＞ ※農林災害復旧費460を含みます。
林野水産行政費	49,875			
商工行政費	110,016	174,675	△ 28,539	＜商工費＞
臨時経済対策費	93,198			
徴税费	137,287	3,025,092	△ 58,934	＜議会費・総務費＞ ※災害復旧費(人件費分)14,850を含みます。
戸籍住民基本台帳費	107,529			
地域振興費	243,152			
地域の元気創造事業費	199,830			
人口減少等特別対策事業費	262,572			
地域社会再生事業費	141,059			
包括算定経費	1,658,717			
地域デジタル社会推進費	89,520			
給与改定費	124,206			
臨時財政対策債償還基金費	120,154			
公債費	1,820,872	3,036,926	1,216,054	＜公債費＞ 交付税措置のない市債(一般単独事業債や行政改革推進債等)借入の元利償還金
計	15,100,091	19,996,414	4,896,323	

財源不足要因分析

(1) 国の地方財政措置と本市決算額(一般財源額)との乖離分析③

(令和6年度決算)

本市決算額(一般財源)と 地方財政措置との乖離 (単位:億円)	
本市決算額(一財) ①	200.0
市基準財政需要額 (151.0) + 特別交付 税ルール分(2.9) + 留保財源(24.0)②	177.9
乖離額(①－②) ※43ページ参照	22.1

基準財政需要額との 主な乖離要因・乖離額 (単位:億円) ※詳細は別添資料参照	
公債費	12.2
土木費	6.8
民生費	8.1
衛生費	16.5
計	43.6

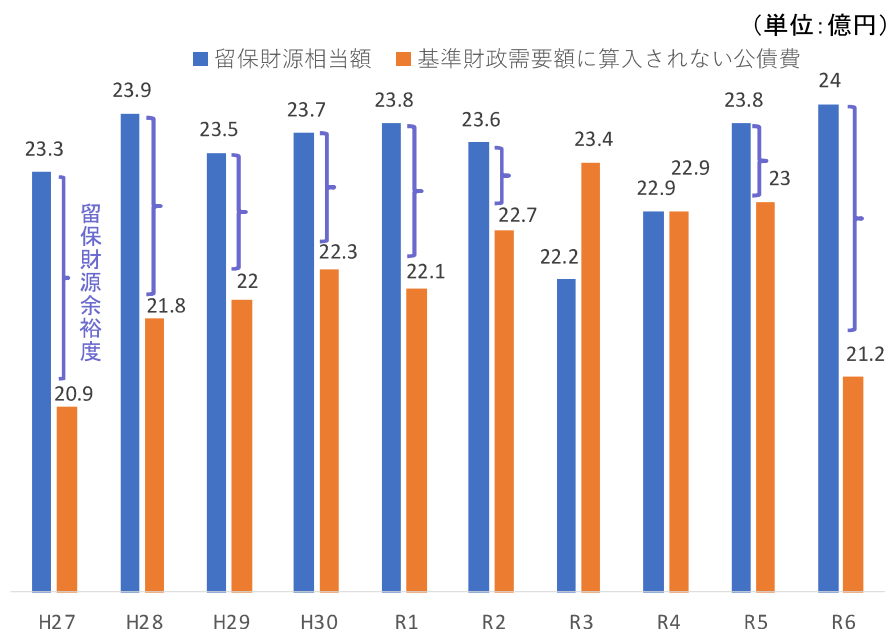
乖離額を埋めるための財源 (単位:億円)	
特別交付税(ルール 分以外)	7.4
標準税収入額と 実収入額との差 ※44ページ参照	2.7
財政調整基金繰入	5.6
ふるさと応援基金繰入	3.2
前年度繰越金	5.7
計	24.6

- ・ 地方財政措置と本市の決算額との主な乖離要因は、交付税算入のない起債借入に係る元利償還金、民生費、衛生費などです。
- ・ 乖離額を埋めるため、特別交付税(ルール分以外)や繰越金、財政調整基金の取崩しなどにより対応しました。

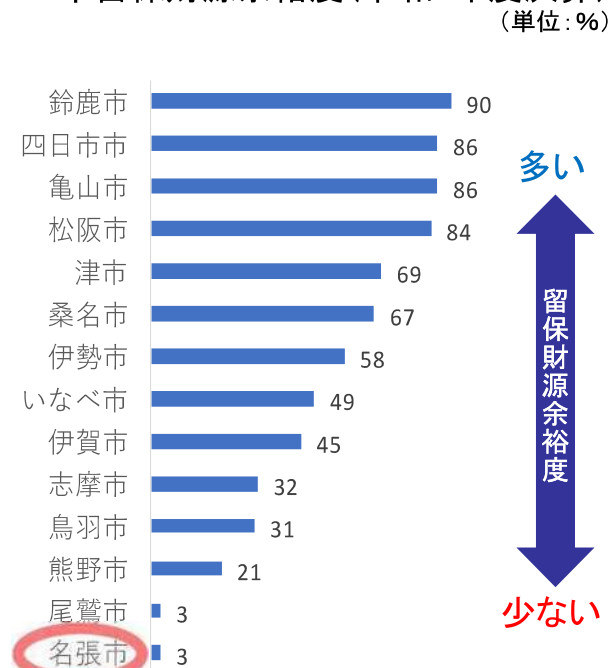
財源不足要因分析

(2) 留保財源と基準財政需要額に算入されない公債費との乖離分析

本市の留保財源余裕度の推移(令和6年度決算)



14市留保財源余裕度(令和5年度決算)



- ・ 交付税交付団体間の財政格差は、留保財源の大きさで決まります。
- ・ 基準財政需要額に算入されない公債費の主たる償還財源は、留保財源です。
- ・ 近年、本市は基準財政需要額に算入されない元利償還金(公債費)が留保財源を圧迫しており、本市独自の施策や事業の実施が制限されるほど財政運営が厳しいことが一目瞭然です。

「基準財政需要額」と決算額(一財)との乖離要因

- ① 「基準財政需要額」で捉えられない財政需要については、「留保財源(25%部分)」で対応することを前提にしている。
- ② 国の補助基準や補助基本額を超えて、各地方団体独自の施策として、いわゆる「上乗せ」等で実施している事業がある。例として、多くの地方団体で実施されている障害者医療助成事業や子ども医療助成事業、保育所副食費の減免事業、福祉センターの管理運営経費などは、基準財政需要額や特別交付税で措置されていない。
- ③ 国は基準財政需要額の算定において、平成28年度から「トップランナー方式」を導入している。具体には、民間委託や民営化、デジタル化等により、最も業務効率化を進めている地方団体の経費を「標準的な経費」のモデルとして、算定基礎に組み入れている。
- ④ そもそも、地方交付税の算定は、毎年12月末に国が策定する地方財政計画(地方財政対策)で地方団体全体の地方交付税総額がマクロレベルで決定され、その総額の枠の中で各地方団体に配分される仕組みである(よく誤解されるが、各地方団体でミクロレベルで算定された需要額の積み上げではない)。さらに、各地方団体への配分にあたっては、公債費(地方交付税法に規定する)への算入が優先的に行われる。こうした地方交付税の算定の仕組みの原則を踏まえると、合併特例債を活用して様々な投資事業を実施してきた地方団体に対する普通交付税基準財政需要額の公債費費目への算入が優先的に行われるために、普通交付税全体の総枠に上限がある中、公債費以外の算定費目(一般行政経費)に対する算定額が圧縮されてきている。